

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

#### 香川県選挙管理委員会規則第4号

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規則

公職選挙事務取扱規程（平成12年香川県選挙管理委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第16号様式中「㊦」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 投票管理者は署名又は押印をすること。

第17号様式中「4 その他 必ず印鑑を持参してください。」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 その他必要な事項を記載することができる。

第24号様式（その2）中「㊦」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 投票管理者は署名又は押印をすること。

第34号様式中「㊦」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 開票管理者は署名又は押印をすること。

第43号様式中「㊦」及び「㊦」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 選挙長及び選挙立会人は署名又は押印をすること。

第47号様式中「㊦」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 供託者（政党その他の政治団体が供託者である場合にあつてはその代表者）本人が請求する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が請求する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、供託者（政党その他の政治団体が供託者である場合にあつてはその代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。